

# 北海道介護サービス情報の公表実施要綱

## 第1 目的

本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）及び関係政省令に定めのあるほか、北海道における介護サービス情報の公表の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 趣旨

介護サービス情報の公表は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を実現するため、法に基づく指定を受けた介護サービス事業所が現に行っている介護サービスの情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する情報）のうち、利用者の事業所選択に資する情報を定期的に報告し、公表するものである。

## 第3 指定情報公表センター

- 1 介護サービス情報の公表事務は、北海道知事が指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）が行うものとする。
- 2 指定情報公表センターの指定要件及び指定手続き等については、別に定めるところによる。
- 3 指定情報公表センターの行う公表事務は、次のとおりとする。
  - (1) 介護サービス情報の報告、調査、公表に関する計画の原案を策定すること。
  - (2) 介護サービス情報の報告の受理に関する事務
  - (3) 介護サービス情報の公表に関する事務

## 第4 指定調査機関

- 1 介護サービス情報の調査事務は、北海道知事が指定した者（以下「指定調査機関」という。）が行うものとする。
- 2 指定調査機関の指定要件及び指定手続き等については、別に定めるところによる。

## 第5 対象事業所

- 1 介護サービス情報の報告及び公表の対象事業所（以下「対象事業所」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）（以下「施行規則」という。）第140条の43で定めるサービスの指定若しくは許可を受けている事業所及び新たに当該サービスの提供を開始しようとする事業所並びに再開した事業所とする。ただし、第7の4(1)で定める計画の基準日以前に指定又は許可を受けている事業所であって、当該基準日前の1年間において介護サービスの対価として支払いを受けた金額（利用者負担額を含む。）が、100万円以下の事業所（以下「少額事業所」という。）は除くものとする。ただし、介護サービスを提供する事業所又は施設において、施行規則第140条の44第一号イからヨに定める区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であって、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超えるものを除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、少額事業所が介護サービス情報の報告、調査及び公表を希望する場合は対象とする。

## 第6 介護サービス情報の公表の頻度

介護サービス事業者は、その事業所ごとに、原則として年1回介護サービス情報の報告及び公表を行うものとする。

## 第7 介護サービス情報の報告、調査、公表に関する計画

- 1 介護サービスの報告計画、調査計画、公表計画は、一体の計画（以下「計画」という。）として策定する。
- 2 計画は、指定情報公表センターが原案を作成し、北海道知事が決定する。
- 3 決定した計画は、速やかに、インターネット等により公表する。
- 4 計画は、次により策定するものとする。
  - (1) 計画の基準日

計画の基準日は、計画の期間の前年度の1月1日とする。

(2) 計画の期間

計画の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

(3) 報告の対象となる事業所の把握

北海道は、北海道国民健康保険団体連合会と連携して対象サービスの事業者に係る基準日前1年間における介護報酬支払額を把握し、報告の対象となる事業者を決定するとともに、決定した事業者の情報を、指定情報公表センターへ提供するものとする。

(4) 報告項目

対象事業所が報告する介護サービス情報は、介護保険法施行規則別表第1に掲げる項目（以下「基本情報項目」という。）及び同規則別表第2に掲げる項目（以下「調査情報項目」という。）とする。

(5) 事業所ごとの報告の提出先及び提出期限等

介護サービス情報の報告の提出先は指定情報公表センターとし、対象事業所ごとに、訪問調査の実施までに必要な事務処理期間を確保したうえで、提出期限を定める。

また、対象事業所からの受付開始時期は、原則として、提出期限の2週間前からとする。

(6) 事業所ごとの調査を行う月及び調査を行う指定調査機関の名称

対象事業所ごとに、調査を行う月及び調査を行う指定調査機関を定める。

指定調査機関を定めるに当たっては、各指定調査機関の調査実施可能量を勘案するとともに、担当する事業所数や担当する事業所の所在地域に偏りが無いよう配慮する。

(7) 事業所ごとの公表を行う月

対象事業所ごとに、調査を行う月等を勘案し、調査完了後2ヶ月を経過しないと見込まれる範囲で公表する月を定める。

(8) 新たにサービスの提供を開始しようとする事業所等の報告項目及び提出期限

新たにサービスの提供を開始しようとする事業所は、基本情報項目を、事業所の指定を受けた月ごとに定める提出期限までに、又、サービスを再開した事業所は再開した月ごとに定める提出期限までに指定情報公表センターへ報告するものとする。

なお、指定又は許可の申請中の者から提出された基本情報項目については、指定又は許可を受けるまでは公表できないものであること。

## 第8 介護サービス情報の公表の実施

### 1 計画の通知等

(1) 指定情報公表センターは、確定した計画を指定調査機関及び対象事業所へ通知するとともに、対象事業所に対し報告のために必要な様式等を配布するものとする。

(2) 指定調査機関は、計画に基づき、調査を担当する事業所と調整を行い、訪問調査の実施日を設定し、指定情報公表センターへ報告するものとする。

### 2 介護サービス情報の報告及び受理等

(1) 対象事業所は、提出時点の最新の状況により所定の様式を作成し、計画に基づく期限までに、指定情報公表センターへ介護サービス情報を報告するものとする。

(2) 指定情報公表センターは、事業所から報告された介護サービス情報を受理し、計画と照合確認を行い、対象事業所からの報告状況について適正に管理を行うものとする。

### 3 調査の実施等

(1) 指定情報公表センターは、事業所から提出された介護サービス情報を、速やかに、調査を担当する指定調査機関へ回付するものとする。

(2) 指定調査機関は、指定情報公表センターからの介護サービス情報の回付を受け、計画に基づき事業所の訪問調査を実施する。

(3) 訪問調査は、次により行うものとする。

ア 訪問調査は、北海道が作成した名簿に登録されている調査員が1名以上で行うこととし、調査実施の都度、業務依頼を行い、契約をすることにより確保するものとする。

イ 指定調査機関は、調査に従事する調査員に対し、事前準備に必要な期間を確保の上、調査対象事業所に係る介護サービス情報を通知するものとする。

ウ 調査員は、通知された介護サービス情報を持参のうえ、調査対象である事業所を訪問し、事業所を代表する者に対する面接調査等の方法によって調査を行うものとする。

エ 調査は、調査情報項目について行うものとするが、調査に当たっては、基本情報項目について

も参照する。

オ 調査時点は報告日現在とし、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

カ 調査は、調査情報の確認のための材料のうち、事業所が、当該材料がある旨報告をしたものについて行うものとし、事業所が提示する当該材料の、事実の有無を確認するものとする。

キ 調査員は、当該材料の有無を確認するものであり、当該材料の内容に関する良し悪しの評価や改善指導等を行ってはならない。

ク 調査員は、調査の終了時に事業所を代表する者に対し調査結果について説明し、事実誤認が無いこと及び調査結果がそのまま公表されることについての同意を得るものとする。

当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(4) 調査員は、調査終了後速やかに、依頼を受けた指定調査機関に対して調査結果を提出するものとする。また、通知を受けた介護サービス情報については全て返却するものとし、調査員個人が介護サービス情報及び調査結果を保有してはならない。

(5) 指定調査機関は、調査員から調査結果の提出を受けた場合は、未記入事項の有無等を確認の上速やかに指定情報公表センターに対し当該調査結果を報告するものとする。

#### 4 介護サービス情報の公表等

(1) 指定情報公表センターは、指定調査機関から報告された調査結果について未記入事項の有無等を再度確認のうえ、計画に基づき介護サービス情報の公表を行うものとする。

(2) 指定情報公表センターは、策定した計画の実施状況について適切に管理を行うものとし、適宜進捗状況について公表するものとする。

(3) 公表は、インターネットにより行うものとし、必要に応じ紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

(4) 公表に使用する電子機器等（以下「公表システム」という。）は、北海道が調達し、指定情報公表センターへ無償貸与する。

(5) 貸与期間中の公表システムの保守及び管理は指定情報公表センターで行い、維持及び修繕に要する経費は指定情報公表センターで負担するものとする。

### 第9 調査員

#### 1 調査員の要件

(1) 調査員は、平成17年度以降に北海道が実施する調査員養成研修を修了した者、若しくは、平成17年度に「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が実施した「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修の課程を修了した者、平成18年度に「介護サービス情報公表支援センター」が実施した「介護サービス情報の公表調査員指導者養成研修」の課程を修了した者、その他北海道知事が調査員養成研修と認めた研修を修了した者で、北海道知事が作成する調査員名簿に登録されている者とする。

(2) 調査員は、研修を修了した介護サービスの調査にのみ従事できるものであり、新たな介護サービスの研修を終了した場合には、名簿登録事項の追加変更を行なうものとする。

(3) 現に介護サービスを提供する事業所に勤務している調査員は、原則として現に勤務している介護サービスと同業種の事業所の調査には従事できないものとする。

#### 2 調査員名簿の管理等

(1) 調査員は全て北海道知事が作成する名簿により登録管理されるものとする。

(2) 登録調査員名簿は、本人の同意を得た者に限り、指定調査機関及び指定情報公表センターに対し情報提供を行う。

(3) 調査員は、名簿登録事項に変更が生じた場合は、別紙様式1により知事へ届け出るものとする。

(4) 調査員は、交付された調査員登録証を亡失、滅失又は破損等した場合は、別紙様式2により知事へ届け出を行い調査員証の再発行を依頼するものとする。

#### 3 調査員への業務依頼

(1) 指定調査機関は、北海道から提供された名簿に基づき、担当する事業所の調査を行う調査員を選出し、個別に業務依頼を行うものとする。

(2) 指定調査機関と調査員は、調査への従事を合意した場合は、業務委託契約等を締結し、報酬等

を含めた労働条件や指定調査機関の所属調査員としての身分等を明確にしなければならない。

## 第10 苦情等に対する対応

### 1 公表情報に関する苦情

- (1) 公表情報に関する苦情の総合的な窓口は、指定情報公表センターとする。
- (2) 指定情報公表センターは、基本情報項目に関する苦情に関しては自らが、調査情報項目に関する苦情に関しては指定調査機関を通じて、事業者に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合には、その旨を利用者に対して説明するものとする。  
この場合、公表されているサービス情報の訂正が必要な場合は、事業者に訂正の報告を行うよう指導し、報告に基づき訂正を行うものとする。
- (3) 適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは北海道へ報告することとし、北海道は報告を受けて、介護保険法に基づく処分等を検討するものとする。

### 2 調査結果についての同意が得られない場合

- (1) 調査員は、調査結果について事業者の同意が得られない場合は、依頼を受けた指定調査機関へ持ち帰り、協議するものとする。
- (2) 指定調査機関は、事業者に対して照会等を行い、同意が得られた場合は調査結果を確定するものとする。
- (3) 指定調査機関の対応でもなお同意を得られない場合又は指定調査機関で判断できない場合は、指定情報公表センターに協議するものとし、指定情報公表センターにおいて同様の対応を行うものとする。
- (4) 指定情報公表センターにおいても同意を得ることが困難である場合は、指定情報公表センターは北海道へ報告することとし、北海道は報告を受けて、介護保険法に基づく処分等を検討するものとする。

### 3 調査に関する苦情

調査の実施に関する事業者からの苦情については、担当した指定調査機関を窓口とするが、指定情報公表センター及び北海道においても、適宜適切な対応を行うものとする。

### 4 苦情対応経過の記録等

北海道、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ苦情対応について経過を記録するとともに、相互に必要な情報を共有するため情報提供を行うものとする。

## 第11 秘密保持義務の遵守等

- 1 調査員並びに指定情報公表センター及び指定調査機関の役員、職員又はこれらの職にあった者（以下「調査員等」という。）は、公表事務又は調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 調査員等は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

## 第12 介護サービス情報の公表の調査事務及び公表事務に関する手数料

- 1 介護サービス情報の調査事務及び公表事務に要する費用は、調査及び公表を行おうとするサービス事業所が負担し、指定調査機関及び指定情報公表センターへ納付するものとする。
- 2 調査事務及び公表事務に係る手数料は原則として事前納付とし、指定調査機関及び指定情報公表センターは、正当な理由がなく手数料が納付されない場合には、提出された介護サービス情報を受理せず、又は計画された訪問調査を行わないことができる。
- 3 介護サービス情報の調査事務及び公表事務に係る手数料については、別途条例により定める。

附 則

- 1 本要綱は、平成 18 年 5 月 22 日から施行する。
- 2 第 7 の 4(2)の規定にかかわらず、平成 18 年度の計画期間は、平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日とする。

平成 19 年改正附則

- 1 本要綱は、平成 19 年 7 月 10 日から施行する。

平成 20 年改正附則

- 1 本要綱は、平成 20 年 6 月 30 日から施行する。

平成 21 年改正附則

- 1 本要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

(別紙様式1)

調査員名簿登録事項変更届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

調査員登録番号

住 所

氏 名

介護サービス情報の公表調査員名簿の登録事項に変更が生じたので、北海道介護サービス情報の公表実施要綱第9の2(3)に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1. 変更の内容

	項目	変更後	変更前
1	住 所		
2	電話(携帯電話・FAX含む)番号		
3	氏 名		
4	勤 務 先		
5	日中の連絡先		
6	保有する資格		
7	その他 ( )		

- 1 変更項目の番号に をつけて、内容を記入してください。
- 2 氏名変更の場合は、登録証の書き換えの必要がありますので、戸籍抄本等の変更が確認できる書類の写しとともに、登録証原本を併せて提出願います。
- 3 介護・福祉・医療系の資格を新たに取得した場合は、資格者証の写しを添付願います。

2. 変更年月日

平成 年 月 日

(別紙様式2)

介護サービス情報の公表調査員登録証亡失(破損等)届・再発行依頼書

北海道知事 様 平成 年 月 日

調査員登録番号 \_\_\_\_\_

住 所

氏 名 印

(自筆署名の場合は押印不要)

先に交付された介護サービス情報の公表調査員登録証を亡失(破損等)したので、再発行願います。

記

再発行の理由	1 亡失・滅失                      2 汚損・破損
亡失等の発生日	平成 年 月 日 頃
亡失等の場所	
<p>&lt;留意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 該当する番号に をつけてください。</li><li>2 汚損・破損の場合は、汚損又は破損した調査員証を添付してください。</li><li>3 亡失等の発生日、亡失等の場所が不明の場合は「不明」と記入してください。</li><li>4 亡失又は滅失した調査員証を発見した場合は、速やかに返送してください。</li></ol>	